

行政視察報告書

令和7年12月18日

委員会名		総務常任委員会
参加者	委員長	清水 隆 男
	副委員長	金 崎 達
	委員	小 谷 英次郎 岩 田 泰 明 原 久美子 井 上 昌 彦 武 松 忠 篠 原 弘
期 間		令和7年11月10日（月）～11月12日（水）
視察地、 調査項目 及び概要	道央廃棄物処理組合	<p>1 広域ごみ処理施設の管理運営について</p> <p>(1) 本市の現状等</p> <p>本市では、箱根町・真鶴町・湯河原町と1市3町で、小田原・足柄下ブロック内のごみ処理広域化を目指して、平成18年度に設立した「小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会」において検討を進めている。これまで、令和元年度に策定した「小田原・足柄下ブロックごみ処理広域化実施計画」により、将来的なブロック全体での広域化（1系統化）を見据え、小田原市系統と足柄下郡3町の系統の2系統でのごみ処理体制への整備を進めてきたが、令和7年度中に実施の目途が立ったことから、令和7年度は、1系統化によるごみ処理広域化に向けて、1市3町のごみ処理広域化の基本構想の策定に取り組んでいる。</p> <p>(2) 調査目的</p> <p>道央廃棄物処理組合では、千歳市・北広島市・南幌町・由仁町・長沼町・栗山町の2市4町で一部事務組合を構成し、新たに建設した道央廃棄物処理組合焼却施設において令和6年4月から可燃ごみの共同処理を開始した。ごみを燃やした時に発生する熱を利用して蒸気タービン発電機により発電し、施設内で使用したり、電力会社に売却するなど、環境に優しく持続可能な循環型社会の構築を目指している。</p> <p>上記の取組について、焼却施設の管理運営形態や2市4町での機能分担等の調査を行い、本市の参考とするため。</p> <p>(3) 調査概要</p> <p>道央廃棄物処理組合は、千歳市、北広島市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町の2市4町で構成される一部事務組合であり、環境負荷の低減や経済的負担の縮減を図るために設立された。</p> <p>組合の設立は平成26年2月で、焼却施設及び最終処分場の設置、管理運営を目的としている。組合の管理者は千歳市長が務め、事務局職員は構成自治体からの派遣職員8名で構成されている。</p> <p>焼却施設は、令和6年4月から本格稼働しており、現在1年半が経</p>

<p>視察地、 調査項目 及び概要</p>	<p>道央廃棄物処理組合</p>	<p>過しているが大きなトラブルなく順調に稼働している。</p> <p>焼却施設の事業方式は、令和6年4月の施設稼働が可能であり、運営管理費の削減が期待できるDB+O方式(設計・建設を一括発注し、運営管理を別に発注する方式)を採用した。建設工事・施工監理業務の契約金額の合計は約123億円で、防衛省の補助金を活用している。</p> <p>焼却施設は、建築面積約4970平方メートル、延床面積約8381平方メートルで、焼却方式はストーカ式を採用している。また、24時間運転で1日の処理能力は158トンとなっている。</p> <p>余熱利用として連続最大出力1990kWの発電施設を設置し、焼却施設内で利用するほか余剰電力を電力会社に売却している。売電による年間収入は令和7年度は約9000万円を見込んでおり、これを委託費に充当して関係市町からの負担金の低減に努めている。</p> <p>各市町の負担割合を決定するに当たっては、各市町が単独で建設、運営を行った場合に対し、広域化した場合に負担がなるべく公平に低減されるよう約4000とおりの組み合わせをシミュレーションし決定した。また、組合として分別方法や収集手数料の統合は行っていない。</p> <p>管理運営事業については、20年間の長期包括的委託として公募型プロポーザル方式で事業者を選定しており、契約額は税込で130億5480万円(年間約6億5000万円)となっている。</p> <p>最終処分場の設置場所については、選定方法も含め現在協議を進めている。</p> <p>説明を受け、質疑を行った後、施設の見学を行った。</p> <p>(4) 考察</p> <p>焼却施設設置場所の選定については、現在設置されている千歳市には組合設立前より焼却施設があったこともあるが、説明会において、ダイオキシン対策等について丁寧に説明を行ったことにより、地域住民からの反対は特段なかったとの説明があった。また、分別方法等については、組合として分別方法や収集手数料の統合は行ってはいないものの、広域化のタイミングで各市町において分別内容や手数料の見直しは行われており、説明会や広報など丁寧な住民説明が行われてきたと考えられるとの説明があった。</p> <p>焼却施設設置場所については、環境面等の観点から地域住民の理解を得ることが難しい場合もあると考えられ、また、ごみの搬出については、日々の生活に密接に関わる事項であることから、市民・町民に対する丁寧な説明が大切であると感じた。</p> <p>また、本施設には、ごみの減量や分別への理解を図るため、見学者用専用のブースを設置し、施設の見学も積極的に受け入れており、本来のごみの焼却という目的だけではなく、市民等の環境学習の場としても寄与している。</p> <p>空気を汚さない、臭いを外に出さない取組やごみの焼却時の熱を利用し発電した電気を使用・売却することで、各市町の負担を削減しようとする取組など、環境面や財政面に配慮した長期的な管理運営を目指す道央廃棄物処理組合の取組は、大変参考となるものであった。</p>
-------------------------------	------------------	--

<p>視察地、 調査項目 及び概要</p>	<p>北海道 札幌市</p>	<p>1 自治会・町内会の支援について</p> <p>(1) 本市の現状等</p> <p>本市では、市内に249の地区自治会があり、約67%が加入しているが、全国的な課題と同様、加入率の低下や役員の担い手不足等が見られる。また、令和6年度をもって活動を終了した自治会も発生している状況にある。</p> <p>市の地区自治会に対する支援としては、加入促進チラシの窓口での配布や広報紙での周知、地域で活動する上で必要な補助金の交付等を行っており、249の地区自治会長をもって組織されている自治会総連合と連携してまちづくりを進めている。</p> <p>(2) 調査目的</p> <p>札幌市では、「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」を制定し、町内会など地域活動の活性化に向けて取り組む市民の一助とするために、セミナーの開催やアドバイザー派遣、冊子制作や町内会加入啓発促進キャンペーンの実施、マチトモ応援大使による広報活動などの自治会・町内会に対する支援を行っている。</p> <p>上記の取組について、制度の背景や経緯、成果等の調査を行い、本市の参考とするため。</p> <p>(3) 調査概要</p> <p>札幌市では、町内会・地域住民・事業者・札幌市の4者が町内会の意義や重要性を認識して共有し、またそれぞれの役割等を定めることを目的として「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」を令和5年4月1日に施行した。</p> <p>条例制定に当たっては町内会との調整等の理由から内容を含め、一旦白紙に戻した経緯もあり、新たに条例案を作成するに当たっては延べ105回（おおよそ連合町内会の数）の意見交換会を行い（単位町内会2200団体については書面で意見聴取）、連合町内会を中心に丁寧に意見を聴取した。</p> <p>市の施策の基本的な事項として、「町内会への加入や設立を促進するための支援」、「町内会の負担を軽減するための支援」、「町内会に関する広報・啓発」、「町内会の担い手の育成と確保につながる施策」を実施することが定められており、条例制定と同時に、庁内に「町内会支援推進本部」を設置し、縦割り行政の問題を解消するための横断的な取組を行っている。</p> <p>また、「町内会の維持及び活動の活性化に関する施策の実施状況」を公表するとともに、公表に合わせて、施策に対する意見や町内会への加入促進、負担軽減に関するアンケートを行っており、その結果を新たな町内会の支援策につなげている。</p> <p>具体的な支援策としては、運営・活動に対する「住民組織助成金の交付」、各町内会の課題解決のための「町内会アドバイザー派遣」や「町内会未来塾の実施」、デジタル活用の環境整備のための「デジタル補助金（上限10万円、年100団体）の交付」、専門家が電子回覧板の活用方法等を伝える「デジタル化出前講座の実施」、スマホの基本的な操作を習得するための「スマホ教室の実施」等の取組を行っている。</p> <p>また、加入促進の取組としては、若い世代を含めて町内会活動に関</p>
-------------------------------	--------------------	--

<p>視察地、 調査項目 及び概要</p>	<p>北海道 札幌市</p>	<p>心を持ってもらうため「マチトモ応援大使」を設置し、制作した町内会応援ソング、テレビ番組等のYouTubeなどでの放映、イベントでのPR活動などを行っているが、加入促進について効果を測定するのは難しいとのことであった。</p> <p>(4) 考察</p> <p>札幌市では、「札幌市未来へつなぐ町内会ささえあい条例」を基本的な考え方として、民間企業のコンサルタントを活用した事業も含め、様々な町内会への支援策を行っていた。</p> <p>条例を制定する際には、「町内会の意見を聞いていない」ということから、一旦白紙になった経緯があるという話もあったが、現在は施策の実施状況の公表に合わせてアンケートをとり、その結果を次の施策に反映させる等、積極的に、かつ丁寧に町内会の意見を伺っている状況が見受けられ、町内会と行政との協力・連携体制を大切にしていることがうかがえた。</p> <p>また、条例制定と同時に、縦割り行政の問題を解消するために、庁内に「町内会支援推進本部」を設置し、横断的な取組を行っていることで、行政内での連携も重要視していることがうかがえた。</p> <p>そして、町内会に対する行政業務の依頼については、形骸化していた庁内のマニュアルを再構築して活用しているとのこと、町内会側も行政側も人の入替がある中で、また、時代に即したより良い形で運用するためには、マニュアル等の定期的な見直しも必要であると考えられる。</p> <p>札幌市には、連合自治会約105団体、単位自治会が2200団体あり、人口、財政面の規模等の状況は本市とは異なるものの、抱えている課題は共通しており、様々な取組を行っている札幌市の事例は、大変参考となるものであった。</p>
	<p>北海道 旭川市</p>	<p>1 庁内DX化の推進による業務改革について</p> <p>(1) 本市の現状等</p> <p>本市では、令和4年4月に「小田原市DX推進計画」を策定し、スーパーシティへの応募やデジタル田園都市国家構想交付金等を活用したスマートシティの推進など、デジタルの力を最大限に生かしたまちづくりを進めてきた。</p> <p>行政DXという観点では、「書かない窓口」の導入や窓口キャッシュレス決済サービスによる市民の利便性向上、文書管理・電子決裁やRPA（パソコン上で定型的な作業を自動化するツール）、生成AIを活用した業務の効率化を図っている。</p> <p>現在は、デジタル技術の進歩が速いことや、持続可能な行政経営を図るため、これまでの取組やデジタル化に向けた考え方・進め方について、再整理と見直しを行っている。</p> <p>(2) 調査目的</p> <p>旭川市では、「日本一のデジタル行政」を目指してDXによる業務改革を進めている。ノーコードツールやRPA等を活用し、職員の単純作業にかかる時間を削減し、きめ細かなアナログサービス、より質の高い仕事へシフトできるよう取り組んでいる。</p>

<p>視察地、 調査項目 及び概要</p>	<p>北海道 旭川市</p>	<p>上記の取組について、導入の経緯、具体的な事例、成果等の調査を行い、本市の参考とするため。</p> <p>(3) 調査概要</p> <p>旭川市では、令和7年1月に「d X加速化方針」を策定し、日本一のデジタル行政を目指している。デジタル（d）はあくまで手段であり、目標は業務改革（X）。技術の進歩が非常に速い現代においてデジタル技術を活用した業務変革を加速化することが大切だと考えているとのことである。</p> <p>令和4年にCDO（最高デジタル責任者）を設置し、まずは職員の意識醸成から始め、その後窓口のデジタル化等に取り組んできた。</p> <p>目指す将来像として、①市民・事業者にとって便利な行政サービス、②働きやすい・働きがいのある市役所、③新しい価値創造を掲げており、特に事業者向けのサービス改善と、職員の働き方改革がDXと両輪で進めるべき重要事項としている。</p> <p>具体的なDX事例としては、RPAと業務アプリ作成ツール「kintone」を導入した。RPAについては、ふるさと納税の集計作業、国民年金加入受付簿の作成等27課53業務で導入し、令和6年度末で年間6460時間の業務時間を削減した。また、kintoneについては、2022年度にサイボウズのキャンペーンを活用して無償トライアルを行い、2023年度から有償契約に移行した。そして、現在は民間事業者によるアプリ構築のための伴走支援を受けており、さらに企業版ふるさと納税を活用した人材派遣型の支援もを受けており、複雑なアプリの開発も含め、職員自身がアプリ開発を進めている。</p> <p>具体的な活用事例として、粗大ごみ申込、就学相談、行政視察申込等で導入している。</p> <p>行財政改革への効果として、コスト削減、業務効率化、時間外勤務の縮減、職員のマインド向上などがあり、特に職員自身が業務改善ツールを作成する「成功体験」が重要であり、それが市役所全体のDX推進マインドの醸成につながっていると考えているとのことであった。</p> <p>(4) 考察</p> <p>全体を通して、「日本一のデジタル行政」に向けて、担当部署の職員をはじめ、職員の熱意により、様々な改革が行われていることがうかがえた。</p> <p>特に、職員の働き方や職員のマインドの部分に焦点を当てている話が多く、市役所で働く職員がまずは元気に、自分の仕事に誇りを持って働けるように、そして働きやすく・働きがいのある職場になるようにという考えをベースに、d Xに取り組んでいる状況が見受けられた。</p> <p>また、「d X加速化方針」では、名称からこだわっており、あえて「d」を小文字に、「X」を大文字にすることで、「デジタル」はあくまで手段、目標は「業務改革」であり、手段が目的化しないように職員が意識できるような工夫がされていた。</p> <p>そして、業務を削減することが最終目標ではなく、削減して空いた時間を「きめ細かなアナログサービスや、より質の高い企画立案に充</p>
-------------------------------	--------------------	---

<p>視察地、 調査項目 及び概要</p>	<p>北海道 旭川市</p>	<p>てる」という明確な指針が分かりやすく、参考になった。</p> <p>各部署の課題感を持った職員が自らアプリを作成しているとのことで、人事異動による人の入替の際にアプリのメンテナンス方法をどのように引き継いでいくかということが現在の課題であるとのことであったが、技術面の引継ぎはもちろんのこと、課題感や思いなど気持ちの面の引継ぎも重要であると考えられる。</p> <p>「魅力ある自治体でありたい」と日本一のデジタル行政に向けて職員自らがアプリの作成等を行っている旭川市の取組は、大変参考となるものであった。</p> <p>2 動物愛護の取組について</p> <p>(1) 本市の現状等</p> <p>本市では、動物愛護の取組として、犬猫の飼い方マナー啓発として、広報紙への掲載や愛犬手帳での周知のほか、犬のしつけ教室やドッグランの実施、ふん尿放置禁止看板の貸与等を行っている。また、「野良猫を減らす対策」として、野良猫を自ら飼い猫として飼養する場合における去勢・不妊手術費の一部を補助しているほか「野良猫を増やさない対策」として、公益財団法人どうぶつ基金を利用して、ボランティアと連携し、TNR（Trap Neuter Return）活動を行っている。</p> <p>また、多頭飼育・不適切飼育問題については、小田原保健福祉事務所を中心に、本市環境部・福祉健康部等をメンバーとした「見守りチーム」により、連携して対応することとなっている。</p> <p>(2) 調査目的</p> <p>旭川市では、「命の大切さを伝える施設」、「動物にやさしい施設」、「人と動物の正しい関係を学べる施設」を基本コンセプトとして、動物愛護センター「あにまある」を設置しており、適正・終生飼養に関わる飼い主責任の啓発強化等に取り組んでいる。</p> <p>上記の取組について、動物愛護に関する普及啓発や動物愛護基金等の調査を行い、本市の参考とするため。</p> <p>(3) 調査概要</p> <p>旭川市では、中核市移行（平成12年）に伴い、動物愛護関連業務を北海道から移管し、老朽化した嵐山犬抑留所に代わる拠点として、平成24年に動物愛護センター「あにまある」を設置した。なお、愛称である「あにまある」は、「アニマル」と「丸（輪）」を組み合わせ、人と動物双方にとって幸せな社会を願うコンセプトが込められている。</p> <p>「あにまある」は、官公庁等に囲まれた市中心部に立地し、鉄筋コンクリート造（地上2階・地下1階、塔屋1階）、延床面積734.54㎡で、施設内には、猫検疫室・猫保護室・犬保護室のほか、多目的ホール、治療・傷病室等を備え、収容規模は犬28匹、猫42頭となっている。屋外には犬運動場も整備され、適切な環境下で保護管理を行っている。</p> <p>業務としては、動物愛護の普及啓発、犬猫の収容・譲渡、多頭飼育崩壊への対応、負傷動物の保護、飼い主のいない猫の不妊措置な</p>
-------------------------------	--------------------	---

<p>視察地、 調査項目 及び概要</p>	<p>北海道 旭川市</p>	<p>ど多岐にわたっている。</p> <p>施設の運営費は令和7年度で3646万円だが、ほぼ全額を動物愛護基金で賄い、一般財源の負担を抑制している。また、動物愛護基金の利用内容には、飼い主のいない猫の不妊措置や動物愛護の普及啓発に関する経費も含まれている。</p> <p>また、飼い主のいない猫の不妊措置については、希望者からの申請により、対象地域の町内会への周知、捕獲、手術、捕獲場所に戻す一連の業務を職員が行っている。</p> <p>多頭飼育崩壊については、事前に状況を把握していても、引取りに対する飼い主の同意が得られないことも多く、最終的に経済状況や健康状態の悪化がすすんでしまっとうしようもなくなってから引き取ることが多く、多頭飼育崩壊が起きると、「あにまある」の収容可能数を超えてしまう恐れがあり、危惧しているとのことである。</p> <p>また、周辺の町と共同で「たいせつどうぶつ愛護憲章」を定めたり、地元動物愛護団体や獣医師会と連携・協力しながら、動物愛護の推進に取り組んでいる。</p> <p>所管からの説明を受け、質疑を行った後、施設の見学を行った。</p> <p>(4) 考察</p> <p>旭川市では、市役所に隣接した市の中心部に動物愛護センターが設置されており、交通アクセスも良好で、市民に身近な施設であると感じた。</p> <p>また、動物と共生し、より良い地域を目指すために、周辺の市町、1市8町と共同で「たいせつ動物愛護憲章」を定め、動物と調和していくための指針を示すなど、近隣の自治体と協力して動物愛護に関する取組を行ったり、ふるさと納税を活用した寄附金を施設の管理をはじめ、飼い主のいない猫の不妊措置や動物愛護・適正飼養の普及啓発に充てるなど、市の財政負担にも配慮した動物愛護に関する取組を行うなど、積極的に動物愛護行政に取り組む状況が見受けられた。</p> <p>多頭飼育問題については、旭川市でも課題となっており、最終的に経済状況や健康状態の悪化が進んでどうにもならなくなってから引き取ることが多いとのことで、多頭飼育崩壊を未然に防ぐことが重要であることを改めて認識した。</p> <p>旭川市は、中核市であり動物愛護センターの設置等については本市と異なる役割を担っているが、動物愛護条例の制定、動物愛護憲章の策定、動物愛護基金の設置等、動物愛護に関する様々な取組を行っており、大変参考となるものであった。</p>
-------------------------------	--------------------	---